

私は六論会を代表して、陳情第 1 号東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情について反対の立場で討論いたします。

本陳情は、政党機関紙の購読の勧誘を受けたとき、市職員が心理的圧力を感じたかどうかを調査してほしいとのことですが、このような職員への調査については庁舎の管理責任を負う市長の権限にあるものであり、もし仮に市長が必要と考えられるなら調査をおやりになればいいと思います。しかしながら先日の総務委員会では当局から、本市においてはそのようなことはないとお話しており、職員から議会側に、心理的威圧を感じるから助けてとの声があるなら寄り添うことも必要でしょうが、そのような声は現時点では聞こえておりません。にもかかわらず、それを議会のほうから求めてほしいとおっしゃるこの陳情にはどこか釈然としないわけでございます。よってこの陳情には反対といたします。